

非常災害時対応マニュアル

放課後等デイサービス

Maple

【総則】

地震、火災、風水害、その他災害に対応するために、防災マニュアルを定める。

第1に、人命の保護を優先すること。

第2に、施設を保護し、業務の早期復旧を図ること。

第3に、余力がある場合には近隣住民や施設の協力にあたること。

【想定される災害及び対策】

(1) 地震

大きな地震に見舞われた時には、施設が孤立する恐れがある。また、導入路が遮断され、人、物の出入りができなくなることが想定され、さらに、電気や水道等が使えなくなることや、被災により施設の建物が使えなくなることもあり得る。そのような厳しい被災を前提に対応を検討する。

⇒安全確保、避難誘導、避難場所の確保、寝具、食料、水、暖房などの確保

(2) 火災(家事)

施設内での家事に対しては、いかに防ぐかという取り組みと、万一発生した時の消化及び避難の訓練が必要となる。火災で施設が全面的に(または一部が)使えなくなった場合の対応も考慮しておく必要がある。

⇒現場確認、通報、避難誘導、初期消火

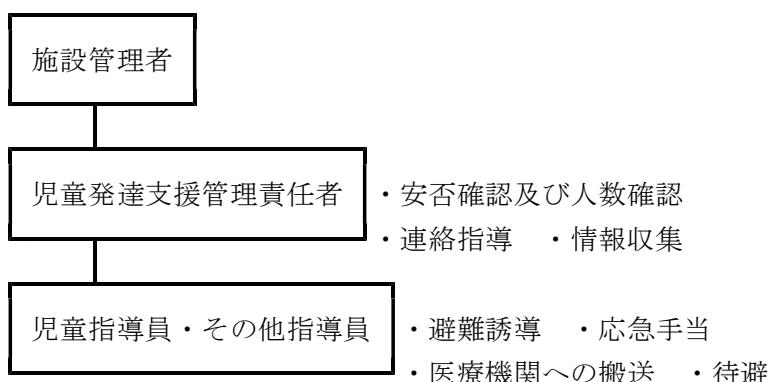
(3) 台風・大雨(風水害)

台風や集中豪雨で土砂崩れが発生し、交通が遮断され、敷地の一部が崩壊する等の被災が想定される。まれに、それに伴う停電等に見舞われることもあり得るため、孤立した際の対応も考慮しておくことが重要となる。

⇒土砂崩れ等の危険性の事前検討、安全な避難経路の確保、食料などの確保

【災害時における、緊急の組織体制】

(1) 緊急時における職員の組織内容は以下の通りである。



【緊急連絡網】

(1) 緊急連絡網

利用児童(保護者)、職員の安否確認・緊急動員等、普段から用意しておく。大きな災害に見舞われた時に、速やかに連絡や安否確認ができるようにしておく。

(2) 注意事項

- ・災害が発生した時、速やかに職員に連絡を取る。
- ・連絡を簡潔に行い、長電話は避ける。(メール等の場合は定型文で迅速化を図る)
- ・被災をして怪我や被害を受けた職員に対し、必要なサポートを行う。

【情報の収集と提供】

(1) 収集方法

情報収集の項目	情報収取の方法・担当者
利用児童・職員の安否確認	<ul style="list-style-type: none">・緊急連絡網により電話確認
被害状況の把握と記録(建物)	<ul style="list-style-type: none">・事業所職員が収集・建物の被害調査を依頼
被害状況の把握と記録(設備・物品等)	<ul style="list-style-type: none">・事業所職員が取集・業者に被害調査を依頼
ライフラインの被害状況 (水道・電気・電話・インターネット他)	<ul style="list-style-type: none">・職員で役割分担して、情報を収集及び必要な情報をまとめる
連絡(その他関係先)	<ul style="list-style-type: none">・関係防災情報一覧表による

(2) 注意事項

- ・児童・職員の安否確認を行う(建物内の人員、施設外出中の人員)
- ・怪我人の有無(傷病程度も)を確認し、必要な応急処置を行う。
- ・収集した情報は、まとめて施設内に張り出して(誰にでも見られる状態に)、情報の一元管理を行う
- ・勤務時間外に発生した場合には、参集者で災害対策を行う。

【関係防災情報一覧表】

情報	機関	入手先名(機関名)	電話番号
行政	消防	東京消防庁 八王子消防署	042-625-0119
	市	八王子市役所	042-626-3111
交通情報	道路	日本道路交通情報センター	050-3369-6666
ライフライン	電気	東京電力パワーグリッド	0120-995-007
	水道	東京都水道局八王子サービスステーション	0570-091-101
		東京都水道局北野給水所	03-5320-6326
	電話	電話の故障に関する問い合わせ	113
		NTT 災害伝言ダイヤル	171
	気象	気象情報	177
【国土交通省】防災情報提供センター http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/			

【応急救護・初期消火・避難等】

(1) 初期活動一覧表

応急救護	職員による応急処置	<ul style="list-style-type: none"> ・まず職員による応急処置を実施する。
	医療機関への搬送	<ul style="list-style-type: none"> ・119番通報により、救急車を要請する。 <p>※同時多発災害の場合は、施設者で最寄りの病院へ搬送する。</p>
初期消火	火の始末	<ul style="list-style-type: none"> ・地震の揺れが止まってから、火気使用場所を点検する。
	初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ・火災を発見した場合は、大声で周囲の人達に知らせる。 ・119番通報を行う ・火災が大きくならないうちに、初期消火に努める。 ・大地震の場合は、消防車の到着が遅れることを考慮する。
	避難場所	<p>※原則として屋外に出るものとする。</p>
	非常持ち出し	<ul style="list-style-type: none"> ・予め必要な物が収納された非常用バッグ(応急手当セット、懐中電灯、利用児童名簿、職員名簿)
	大地震発生時の落合場所	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から予め、施設建物も利用出来なくなるような壊滅的大災害に備え、落合場所(施設近くの公園など)を指定しておく。(職員全員に周知徹底しておく)

(2) 地震の心得

地震の 10 カ条

①身体の安全を図る

地震が発生したら、まず、丈夫なテーブル・机などの下に潜って身を隠し、しばらく様子を見る。(窓ガラスからも離れる)

②揺れが止まってから、火の始末

地震を感じたら、火の周辺に近づかず、揺れが収まるのを待ってから、落ち着いて火の始末をする。(火や熱湯によるやけどの発生を防ぐ)

③火が出たらまず消火

万一出火した場合には、初期のうちに火を消すことが大切。周囲に声を掛け合い、皆で協力して初期消火に努める。(施設内、消火器 2 カ所)

④あわてて外に飛び出さない

屋外は屋根瓦、ブロック塀、ガラスの飛散などの危険が多いため、揺れが収まったら外の様子を見て、落ち着いて行動する。(外にお出る時は、頭を保護し、靴やスリッパ等を使用し怪我の予防に努める)

⑤危険な場所には近寄らない

危険な場所(狭い路地、壁際、ブロック塀の傍らなど)にいるときは、急いでその場を離れる。

⑥がけ崩れ、津波、川の氾濫などに注意

がけ崩れ、津波、川の氾濫などの危険区域では、安全な場所に速やかに避難する。

⑦正しい情報で行動

テレビやラジオ、防災機関からの信頼できる情報に基づき行動する。デマに惑わせれないように注意する。

⑧人の集まる場所では、特に冷静な行動に心掛ける。

慌てて出口や階段に殺到せず、係員の指示に従う。

⑨非難は徒歩で、持ち物は最小限に

避難は徒歩(車・自転車は使用しない)で行う。身軽に行動できるように荷物は最小限に背負える物にする。

⑩自動車は左に寄せて停車

カーラジオの情報に注意し、勝手な走行はしない。走行できない場合は、左に寄せて停車し、エンジンを止める。車を離れて非難する時は、キーを付けたままで、ドアロックもしない。車検証などの貴重品を忘れず持ち出して徒歩で避難する。